

業に要する費用のうち基礎年金の給付に要する費用の一部に充てるため、当該各年度について附則第十四条の二前段の規定の例により算定して得た差額に相当する額を、税制の抜本的な改革により確保される財源を活用して国庫の負担とするよう、必要な法制上及び財政上の措置を講ずるものとする。

2 前項の場合において、特定月の前月までの期間（平成二十四年三月以前の期間を除く。

）に係る保険料免除期間を有する者の老齢基礎年金の額の計算においては、当該期間に係る保険料免除期間の月数について、平成二十一年四月から平成二十四年三月までの期間に係る保険料免除期間の月数の算定と同様に取
り扱われるよう、必要な法制上の措置を講ずるものとする。

（平成二十一年度及び平成二十二年度の厚生年金保険の基礎年金拠出金の国庫負担に関する経過措置の特例）

第三十二条の二 国庫は、平成二十一年度及び平成二十二年度の各年度における厚生年金保険の管掌者である政府が国民年金法第九十四条の二第一項の規定により負担する基礎年金拠出金の一部に充てるため、当該各年度について、前条第六項の規定により読み替えられ

業に要する費用のうち基礎年金の給付に要する費用の一部に充てるため、当該各年度について附則第十四条の二前段の規定の例により算定して得た差額に相当する額を、税制の抜本的な改革により確保される財源を活用して国庫の負担とするよう、必要な法制上及び財政上の措置を講ずるものとする。

2 前項の場合において、特定月の前月までの期間（平成二十四年三月以前の期間を除く。

）に係る保険料免除期間を有する者の老齢基礎年金の額の計算においては、当該期間に係る保険料免除期間の月数について、平成二十一年四月から平成二十四年三月までの期間に係る保険料免除期間の月数の算定と同様に取
り扱われるよう、必要な法制上の措置を講ずるものとする。

（平成二十一年度から平成二十三年度までの厚生年金保険の基礎年金拠出金の国庫負担に関する経過措置の特例）

第三十二条の二 国庫は、平成二十一年度から平成二十三年度までの各年度における厚生年金保険の管掌者である政府が国民年金法第九十四条の二第一項の規定により負担する基礎年金拠出金の一部に充てるため、当該各年度について、前条第六項の規定により読み替え

業に要する費用のうち基礎年金の給付に要する費用の一部に充てるため、当該各年度について附則第十四条の二前段の規定の例により算定して得た差額に相当する額を国庫の負担とするよう、臨時の法制上及び財政上の措置を講ずるものとする。

2 前項の場合において、特定月の前月までの期間（平成二十三年三月以前の期間を除く。

）に係る保険料免除期間を有する者の老齢基礎年金の額の計算においては、当該期間に係る保険料免除期間の月数について、平成二十一年四月から平成二十三年三月までの期間に係る保険料免除期間の月数の算定と同様に取
り扱われるよう、臨時の法制上の措置を講ずるものとする。

（平成二十一年度及び平成二十二年度の厚生年金保険の基礎年金拠出金の国庫負担に関する経過措置の特例）

第三十二条の二 国庫は、平成二十一年度及び平成二十二年度の各年度における厚生年金保険の管掌者である政府が国民年金法第九十四条の二第一項の規定により負担する基礎年金拠出金の一部に充てるため、当該各年度について、前条第六項の規定により読み替えられ

た第七条の規定による改正後の厚生年金保険法第八十条第一項に規定する額のほか、第七条の規定による改正後の厚生年金保険法第八十条第一項に規定する額と前条第六項の規定により読み替えられた第七条の規定による改正後の厚生年金保険法第八十条第一項に規定する額との差額に相当する額を負担する。この場合において、当該額については、平成二十一年度にあつては財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行及び財政投融资特別会計からの繰入れの特例に関する法律第三条第一項の規定により、平成二十二年度にあつては平成二十二年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律第三条第一項の規定により、財政投融资特別会計財政融資資金勘定から一般会計に繰り入れられる繰入金を活用して、確保するものとする。

られた第七条の規定による改正後の厚生年金保険法第八十条第一項に規定する額のほか、第七条の規定による改正後の厚生年金保険法第八十条第一項に規定する額と前条第六項の規定により読み替えられた第七条の規定による改正後の厚生年金保険法第八十条第一項に規定する額との差額に相当する額を負担する。この場合において、当該額については、平成二十一年度にあつては財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行及び財政投融资特別会計からの繰入れの特例に関する法律第三条第一項の規定により、平成二十二年度にあつては平成二十二年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律第三条第一項の規定により、財政投融资特別会計財政融資資金勘定から一般会計に繰り入れられる繰入金及び同法第四条第一項の規定により外国為替資金特別会計から一般会計に繰り入れられる繰入金並びに同法第五条第一項の規定により独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構から国庫に

た第七条の規定による改正後の厚生年金保険法第八十条第一項に規定する額のほか、第七条の規定による改正後の厚生年金保険法第八十条第一項に規定する額と前条第六項の規定により読み替えられた第七条の規定による改正後の厚生年金保険法第八十条第一項に規定する額との差額に相当する額を負担する。この場合において、当該額については、平成二十一年度にあつては財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行及び財政投融资特別会計からの繰入れの特例に関する法律第三条第一項の規定により、平成二十二年度にあつては平成二十二年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律第三条第一項の規定により、財政投融资特別会計財政融資資金勘定から一般会計に繰り入れられる繰入金を活用して、確保するものとする。

(平成二十三年年度の厚生年金保険の基礎年金
拠出金の国庫負担に関する経過措置の特例)

第三十二条の三 国庫は、平成二十三年年度にお
ける厚生年金保険の管掌者である政府が国民
年金法第九十四条の二第一項の規定により負
担する基礎年金拠出金の一部に充てるため、
同年度について、附則第三十二条第六項の規
定により読み替えられた第七条の規定による
改正後の厚生年金保険法第八十条第一項に規
定する額のほか、前条前段の規定の例により
算定して得た差額に相当する額を負担する。
この場合において、政府は、予算で定めると
ころにより、当該額及び同年度において当該
額が年金特別会計厚生年金勘定に繰り入れら
れたとした場合に生じるものと見込まれる運
用収入に相当する額の合算額に達するまでの
金額を、税制の抜本的な改革により確保され
る財源を活用して、一般会計から年金特別会
計厚生年金勘定に繰り入れるものとする。

(厚生年金保険の基礎年金拠出金の国庫負担
割合の引上げのための措置)

第三十二条の四 特定年度の前年度が平成二十

納付される納付金を活用して、確保するもの
とする。

(新設)

(厚生年金保険の基礎年金拠出金の国庫負担
割合の引上げのための措置)

第三十二条の三 特定年度の前年度が平成二十

(厚生年金保険の基礎年金拠出金の国庫負担
割合の引上げのための措置)

第三十二条の三 特定年度の前年度が平成二十

四年度以後の年度である場合において、当該特定年度の前年度まで（平成二十三年度以前の年度を除く。）の各年度における厚生年金保険の管掌者である政府が国民年金法第九十条の二第一項の規定により負担する基礎年金拠出金の一部に充てるため、当該各年度について第三十二条の二前段の規定の例により算定して得た差額に相当する額を、税制の抜本的な改革により確保される財源を活用して国庫の負担とするよう、必要な法制上及び財政上の措置を講ずるものとする。

（廃止前の国民年金特別会計及び特別会計に関する法律の適用に関する経過措置）

第五十六条（略）

2・3（略）

4 平成二十一年度及び平成二十二年度の各年度における特別会計に関する法律の規定の適用については、前項の規定によるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

（表略）

5 平成二十三年度における特別会計に関する法律の規定の適用については、第三項の規定によるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同

四年度以後の年度である場合において、当該特定年度の前年度まで（平成二十三年度以前の年度を除く。）の各年度における厚生年金保険の管掌者である政府が国民年金法第九十条の二第一項の規定により負担する基礎年金拠出金の一部に充てるため、当該各年度について前条前段の規定の例により算定して得た差額に相当する額を、税制の抜本的な改革により確保される財源を活用して国庫の負担とするよう、必要な法制上及び財政上の措置を講ずるものとする。

（廃止前の国民年金特別会計及び特別会計に関する法律の適用に関する経過措置）

第五十六条（略）

2・3（略）

4 平成二十一年度から平成二十三年度までの各年度における特別会計に関する法律の規定の適用については、前項の規定によるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

（表略）

（新規）

三年度以後の年度である場合において、当該特定年度の前年度まで（平成二十二年度以前の年度を除く。）の各年度における厚生年金保険の管掌者である政府が国民年金法第九十条の二第一項の規定により負担する基礎年金拠出金の一部に充てるため、当該各年度について前条前段の規定の例により算定して得た差額に相当する額を国庫の負担とするよう、臨時の法制上及び財政上の措置を講ずるものとする。

（廃止前の国民年金特別会計及び特別会計に関する法律の適用に関する経過措置）

第五十六条（略）

2・3（略）

4 平成二十一年度及び平成二十二年度の各年度における特別会計に関する法律の規定の適用については、前項の規定によるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

（表略）